

上野事務所ニュース

26年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

産前産後休業 に関する手続 の変更点につ いて

【産前産後休業期間 中の保険料免除】

平成26年4月分の保険料から、産前産後休業期間中の保険料が免除になります。対象となる方は、「平成26年4月30日以降」に産前産後休業が終了となる方です。例えば、平成26年3月5日の出産で産後8週間休業した場合、平成26年4月30日に産前産後休業が終了するため対象となります。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

「平成26年4月1日以降」に産前産後休業が終了となる方が対象となります。産前産後休業終了後に給与が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額が決定され、その翌月から改定されます。この時給与は固定的な手当が変動している必要はありません。残業などが少なくなり、総支給額として下がっていれば該当します。

遺族年金の 支給対象の 拡大

平成26年4月以降、妻が亡くなり、遺族が夫と子の場合、夫も「遺族基礎年金」を受給できるようになります。遺族基礎年金は、家計の支え手は夫であると考え、夫を亡くした母子家庭に支給されてきましたが、共働き世帯の増加を踏まえて支給対象が拡大されました。

夫と子一人の場合の年金額は992,100円（平成26年4月以降）です。なお、夫の被扶養配偶者として第3号被保険者である妻が死亡した場合は、夫には遺族基礎年金は支給されません。

社会保険加入後 に国民健康保険 証を使用した場 合の手続

社会保険に加入後、今まで加入していた国民健康保険の保険証を使用して病院にかか

った場合、病院は本来協会けんぽに請求するはずの治療費（自己負担分を除く）を、国民健康保険に請求してしまいます。

この場合、保険証を使用した本人が、治療費をいったん立替払いし、協会けんぽに治療費の請求を行うこととなります。具体的な手続きの流れは以下の通りです。

1. 国民健康保険から保険証を使用した者に、治療費の返還請求の連絡と納付書が郵送されます。
2. 本人が納付書で治療費を納付し、いったん保険者負担分の7割分を立替払いします。領収書は、協会けんぽに治療費を請求する時に使用しますので大切にお持ち下さい。
3. レセプト入りの封筒が郵送されてきます。この封筒は絶対に開封しないようご注意ください。
4. 療養費支給申請書に領収書とレセプトの入った封筒を添付し、立替払い分の治療費の請求を行います。

**今年、生年月
日で影響を受
ける方**

- (1)平成6年生まれ(満20歳)
・国民年金に加入
⇒20歳の誕生日の前日の属する月から国民年金保険料がかかります。
- (2)昭和49年生まれ(満40歳)
・介護保険第2号被保険者に該当
⇒誕生日前日の属する月の翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。
- (3)昭和29年生まれ(満60歳)
・60歳到達時賃金月額登録
⇒5年以上雇用保険に加入している場合、登録を行います。60歳到達時賃金月額の75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。
- (4)昭和29年生まれの女子(満60歳)
・老齢厚生年金の請求と在職老齢年金
⇒必要な加入年数を満たしている場合請求を行います。社会保険の加入者は、老齢厚生年金の基本月額と社会保険の標準報酬月額、標準賞与額を12で割った額を合算した金額が28万円を超えると、年金に支給停止部分がでてきます。
- (5)昭和28年生まれ※の男子(満61歳)
※昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生の男子は、60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢は61歳となります。
⇒(4)の内容と同様です。
- (6)昭和25年4月1日以前生まれ
・雇用保険料が免除
⇒4月分の給与から控除の必要はありません。
- (7)昭和24年生まれ(満65歳)
・介護保険第1号被保険者に該当
⇒介護保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日の前日の属する月の翌月に

支払われる給与から介護保険料を控除する必要はありません。

- ・在職老齢年金の支給制限緩和
⇒28万円が46万円に緩和されます。

老齢基礎年金は満額受給です。

- (8)昭和19年生まれ(満70歳)

- ・厚生年金被保険者資格喪失
⇒在職老齢年金の支給制限は引き続きます。

- (9)昭和14年生まれ(満75歳)

- ・後期高齢者医療制度に移行します。

Q&Aなぜなにどうして？

Q；我が社は建設業を営んでおります。現場に入る前や現場を出た後に、必ずしも会社へ立ち寄るわけではありません。自宅と現場の直行・直帰中に怪我をした場合、業務災害と通勤災害のどちらになるのでしょうか？

A【自宅と現場の直行・直帰】

自宅と現場の直行・直帰中におきた労災については「通勤災害」になります。労災の手続では、現場で成立している労災番号を使います。下請会社として現場で作業をしている場合には、元請会社の労災番号を使います。

ただし、何人かでまとまって現場にいくために一度会社へ入社する場合や、逆に現場から一度会社へ寄る場合については、会社と現場の移動中におきた労災は「業務災害」となります。

【出張における直行・直帰】

一方、出張における直行・直帰の取扱いとは異なります。出張は、特別な事情がない限り、“出張過程の全般について事業主の支配下にある”とみなされ、その過程全般(積極的な私用、私的行為、恣意的行為等を除く)が業務行為とみなされます。つまり、特段の事情がない限り、自宅と出張先の直行・直帰中におきた労災は「業務災害」になります。